

# 定 款

株式会社セブン銀行

## 改 訂 記 録

|        |                 |                                                                                                                   |
|--------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 版  | 2001 年 4 月 2 日  | 制定                                                                                                                |
| 第 2 版  | 2002 年 6 月 24 日 | 改訂（額面株式の廃止、端株制度の改正、新株予約権制度の創設等による条文の削除、変更）                                                                        |
| 第 3 版  | 2003 年 6 月 25 日 | 改訂（株券失効制度、総会特別決議定足数緩和、招集手続の簡素化、監査役の任期伸長等による条文の追加、変更）                                                              |
| 第 4 版  | 2005 年 6 月 17 日 | 改訂（商号の変更、附則の削除、新設）                                                                                                |
| 第 5 版  | 2006 年 6 月 16 日 | 改訂（公告方法、発行可能株式総数、譲渡制限の撤廃、株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役の任期、取締役会の決議の省略、取締役・監査役の責任免除、会計監査人の設置等会社法および関係諸法令施行による条文の新設、削除、変更） |
| 第 6 版  | 2009 年 6 月 18 日 | 改訂（目的の条文の変更、株券の発行の条文の削除、株主名簿管理人の条文の変更、招集地の削除、附則の新設）                                                               |
| 第 7 版  | 2010 年 1 月 6 日  | 改訂（附則の削除）                                                                                                         |
| 第 8 版  | 2011 年 12 月 1 日 | 改訂（発行可能株式総数の変更、単元株式制度の新設）                                                                                         |
| 第 9 版  | 2015 年 6 月 18 日 | 改訂（取締役、監査役との責任限定契約締結の変更）                                                                                          |
| 第 10 版 | 2020 年 6 月 22 日 | 改訂（第 19 条取締役員数の上限変更、第 23、24 条に定める取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更）                                                    |

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社セブン銀行と称し、英語では、S e v e n B a n k ,  
L t d. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
- (2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (5) その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### (公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、47億6,363万2千株とする。

### (自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の定めのほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### (株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集の方法)

第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集する。取締役社長に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合株主は、株主総会ごとに予めその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は9名以内とする。

### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、取締役社長を各1名、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集する。予め定めた取締役に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

### (取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、前条第1項に従い定めた取締役がこれに当たる。予め定めた取締役に事故がある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

**(取締役会の決議の省略)**

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りでない。

**(取締役会の議事録)**

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名、記名押印又は電子署名する。

**(取締役会規則)**

第28条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款に規定するもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

**(報酬等)**

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**(取締役の責任免除)**

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項に定める賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。

### (監査役の員数)

第32条 当社の監査役は5名以内とする。

### (監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

### (監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。

### (監査役会規則)

第39条 監査役会に関しては、この定款に規定するもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

### (報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

**(監査役の責任免除)**

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める賠償の責任について、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## **第6章 会計監査人**

**(会計監査人)**

第42条 当社は、会計監査人を置く。

**(選任および任期)**

第43条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

**(報酬等)**

第44条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

## **第7章 計 算**

**(事業年度)**

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

**(剰余金の配当等の決定機関)**

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

**(剰余金の配当の基準日)**

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## (配当金の除斥期間)

第48条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 〔 定款変更の経緯 〕

- ① 2002年6月24日、定款の一部変更（基準日・招集・取締役の選任・監査役の選任・利益配当金・中間配当金の変更、及び発行する株式、端株券の不発行・端株主に付与する権利・新株引受権の付与・転換社債の転換と配当金・設立に際して発行する株式・最初の実行役及び監査役の任期・発起人・最初の営業年度の条文削除、ならびにこれらに伴う第6条以下の繰り上げ）をした。
- ② 2003年6月25日、定款の一部変更（名義書換代理人・招集・決議の方法・監査役の任期を変更、あわせて附則を設けた）をした。
- ③ 2005年6月17日、定款の一部変更（商号の変更、あわせて附則の監査役の任期についての経過措置を削除、商号変更の実施日について新設）をした。
- ④ 2006年6月16日、定款の一部変更（公告方法、発行可能株式総数、譲渡制限の撤廃、株主総会参考書類等のインターネット開示、取締役の任期、取締役会の決議の省略、取締役・監査役の責任免除、会計監査人の設置等会社法および関係諸法令施行による条文の新設、削除、変更）をした。
- ⑤ 2009年6月18日、定款の一部変更（目的の条文の変更、株券の発行の条文の削除、株主名簿管理人の条文の変更、招集地の削除、附則の新設）をした。
- ⑥ 2010年1月6日、定款の一部変更（附則の削除）をした。
- ⑦ 2011年12月1日、定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式制度の新設）をした。
- ⑧ 2015年6月18日、定款一部変更（取締役、監査役との責任限定契約締結）をした。
- ⑨ 2020年6月22日、定款一部変更（取締役員数の上限変更、取締役会の議長を、取締役会において予め定めた取締役に変更）をした。